

地球環境局地球温暖化対策課

1. 事業の概要

平成17年4月に策定され、平成20年3月に改定された京都議定書目標達成計画は、評価・見直しプロセス（PDCA）を重視しており、毎年、6月頃及び年末に各対策の進捗状況を厳格に点検するとともに、平成21年度には総合的な評価を行うこととされている。平成22年度には、総合的な評価の結果を踏まえ、京都議定書の6%削減約束の確実な達成に必要な措置を講ずる必要がある。また、平成21年6月に発表した我が国の中期目標を踏まえると、具体的な数値は今後の国際交渉の行方にもよるものの、次期枠組では更なる削減目標が課せられることが予想され、その目標達成も視野にいれ、定量的かつ的確に対策・施策の評価・見直しを行う必要がある。

本事業では、目標達成計画に盛り込まれた対策の導入状況・施策の進捗状況や更なる対策等を明らかにし、関連情報を整備する。

2. 事業計画

(1) 目標達成計画に盛り込まれた個別対策の進捗状況評価

個別対策に関して所期の成果を上げていない場合には、何が阻害要因として働いているかを解析する。また、最新の社会経済の状況を考慮して、目標達成計画の対策を継続した場合の第一約束期間における排出・吸収量が、どの程度になるか将来予測を行う。

(2) 次年度以降の追加的対策分析業務

京都議定書の約束期間における目標達成については依然として予断を許さない状況であり、また、次期枠組では更なる削減目標が課せられることが予想される。このため、今後の温暖化対策推進に必要と思われる我が国にふさわしい対策を新たに抽出し、対策の導入に係る効果、導入のポテンシャル、普及の阻害要因、普及方策等を検討するほか、事業課題等に対するヒアリング調査を行い、情報分析の強化を進める。

3. 施策の効果

目標達成計画のPDCAを実施し、京都議定書目標達成の確実性を高めるとともに、次期枠組の目標達成に資する。

目標達成計画に関するPDCA実施費

背景

- ・京都議定書目標達成計画(平成20年3月版)では、評価・見直しプロセス(PDCA)が重視されており、毎年、6月頃及び年末に各対策の進捗状況を厳格に点検することとなっている。
- ・次期枠組での削減目標は今後の国際交渉の行方によるものの厳しい目標となる可能性が高く、その目標の達成も視野にいれて、定量的かつ的確に対策・施策の評価・見直しが必要。

PDCAの実施

計画を毎年2回厳格に「点検」し、必要に応じて機動的に計画を改定

目標達成計画に盛り込まれた個別対策の進捗状況評価

- ・個別対策に関して所期の成果を上げていない場合には、何が阻害要因として働いているのか、解析。
- ・第一約束期間における排出・吸収量が、どの程度になるかを予測。

次年度以降の追加的対策分析業務

- ・今後の温暖化対策推進に必要と思われる対策を新たに抽出し、導入効果、ポテンシャル等を検討するほか、事業課題等に対するヒアリング調査を行い、情報分析を強化。



目標達成計画のPDCAを実施し、京都議定書目標達成の确实性を高めるとともに、次期枠組の目標達成に資する。